

転入促進基本方針



平成24年3月

熊取町

目次

I	取り組みの経過	1
II	趣旨	1
III	位置づけ	2
IV	取組期間	2
V	本町の現状と課題	3
VI	転入促進策	8
VII	推進体制	10
	(参考)	11

I 取り組みの経過

日本の総人口は、平成 16 年（2004 年 12 月）をピークに減少に転じており、本町の人口も平成 23 年は減少傾向を示し、第 3 次総合計画における人口予測よりも 10 年ほど早く減少に転じている。

人口の減少や人口構成の変化により、町政運営への影響が懸念される中、まちの活力を維持し、周辺自治体との都市間競争において優位性を保つため、転入促進策に取り組んでいくこととした。

そこで、庁内の関係部課長級職員で構成する「転入促進計画検討委員会（※）」を設置し、転入促進はもとより、定住促進を図るための基本方針の取りまとめの検討を行ってきた。

ここでは、「転入促進計画検討委員会」での検討結果を踏まえて、今後取り組んでいく施策を具体化し、計画的に進めていくための基本方針として取りまとめている。

※「転入促進計画検討委員会」構成メンバー

企画部理事（企画担当）、総務部理事（行政・税務担当）、企画財政課長、企画財政課参事（財政担当）、総務課長、税務課長、にぎわい創造課長、子ども家庭課長、まちづくり計画課長、広報公聴課長、学校教育課長

II 趣旨

第 3 次総合計画での将来人口の見通しは、平成 32 年までは緩やかな増加傾向を示すと予想していたが、平成 23 年は減少傾向が見受けられるなど、このままではさらに人口が減少していくことが予想される。また、全国的な少子高齢化の影響により、相対的に高齢者を支える若者世代の割合が減少する中、本町でも、年少人口（0～14 歳）の割合はここ 10 年ほど大きな変化もなく推移しているが、生産年齢人口（15～64 歳）の割合は大きく減少している。

本町の生産年齢人口が減少すると、町の独自財源である町税収入が減り、住民サービスの低下などが懸念される。また、地域コミュニティの弱体化を招くばかりでなく、地域経済や財政基盤へも大きな影響を及ぼすことが予想される。

そこで、若者世代を中心に本町への転入者を増やすことで、生産年齢人口の減少を食い止め、さらには増加させることを目指し、「住むなら熊取町」をキャッチフレーズに魅力ある施策を展開する。そして、中・長期的には、地域で高齢者を支える人材の確保及び地域の活性化、町税（住民税、固定資産税等）収入の増が図られるものと考ええる。

歳出面では、第 3 次総合計画の将来人口を見据えた行財政運営に取り組んでおり、人口増を基本に都市基盤整備を進めている中においては、転入者の増に伴うこれらの新たな追加行政費用の発生はないと考えるが、単純に人口が増えることに伴う直接的な経費増は発生すると考える。一方では、住民全体で行政コストを負担する人数が増えるため、住民一人当たりのコストの抑制が図られるものと考ええる。

本町では、今後、施設等の維持管理費や高齢者福祉関連費などの負担が増えていく中、安定した行政サービスを継続して住民に提供するためには、転入促進に取り組み、若者世代を増やすことが有効であると考ええる。

Ⅲ 位置づけ

本方針は、昨年10月より「転入促進計画検討委員会」が検討してきた結果に基づき取りまとめたものである。

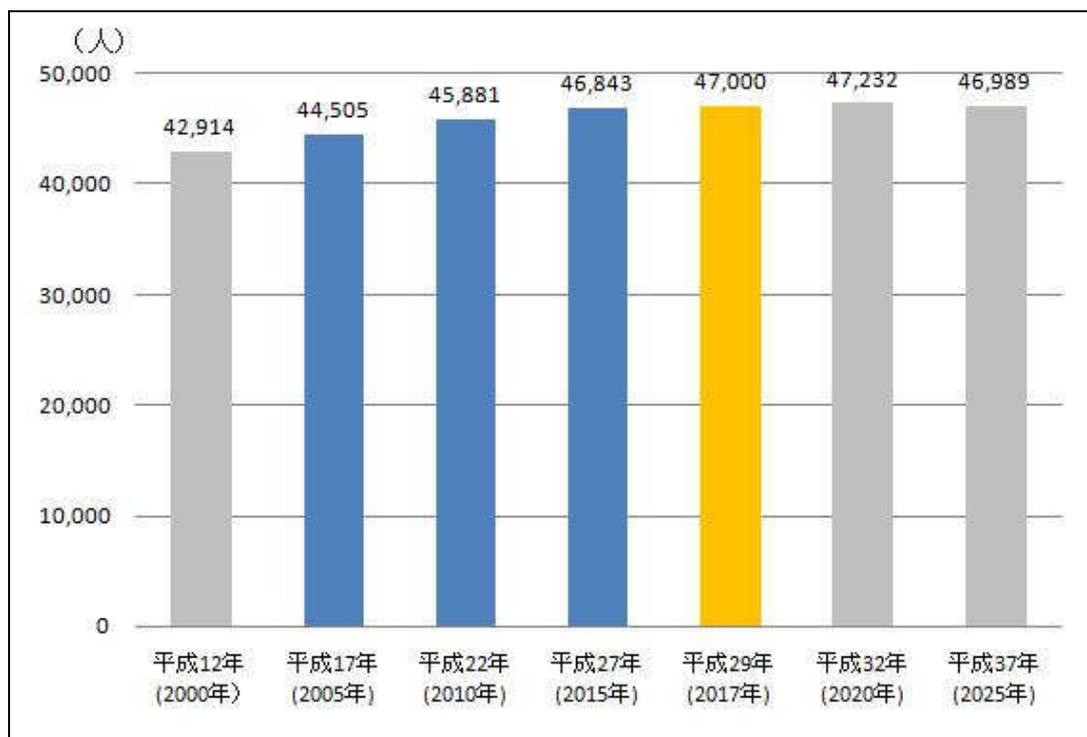
具体的な取り組み・施策については、第3次総合計画に掲げている6つのまちづくりに基づき、「みんなが主役『やすらぎと健康文化のまち』」を実現するため、まちなぎわいと活気を生み出すものとなるよう留意した。

この方針の中で掲げている転入促進策の中には、計画的に進めることに捉われず、柔軟迅速に施策へ反映する必要があるものが含まれていることから、実施の可否や実施時期等については、財政状況等も考慮した上で、適宜政策判断を行うものとする。

Ⅳ 取組期間

第3次総合計画の目標年次である平成29年の将来人口を47,000人と想定していることから、今後転入促進に取り組む期限は平成29年を目途とする。なお、平成26年度を中間年とし、各施策について効果の検証を行うものとする。

第3次総合計画の将来人口



V 本町の現状と課題

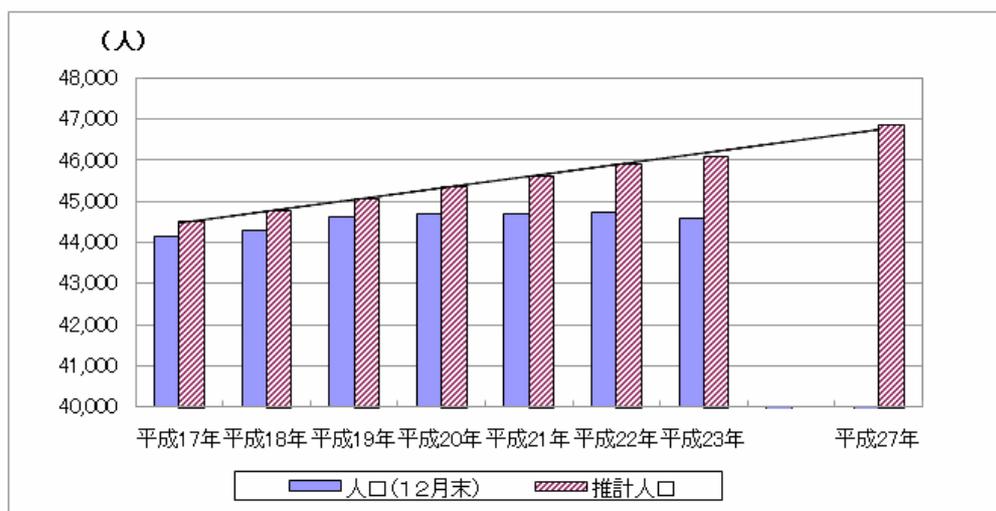
1. 人口の推移

本町の人口は、平成22年までは増加を続けていたが、平成23年は前年と比べ175人減少している。

第3次総合計画での推計では、平成23年で約46,000人となっており、推計人口より1,500人ほど少ない状況で推移している。

本町の人口(各年12月末総人口)と第3次総合計画上の推計人口 (単位: 人)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	...	平成27年
人口(12月末)	44,157	44,303	44,638	44,682	44,696	44,748	44,573	...	-
推計人口	44,505	44,777	45,052	45,334	45,609	45,881	46,074	...	46,843

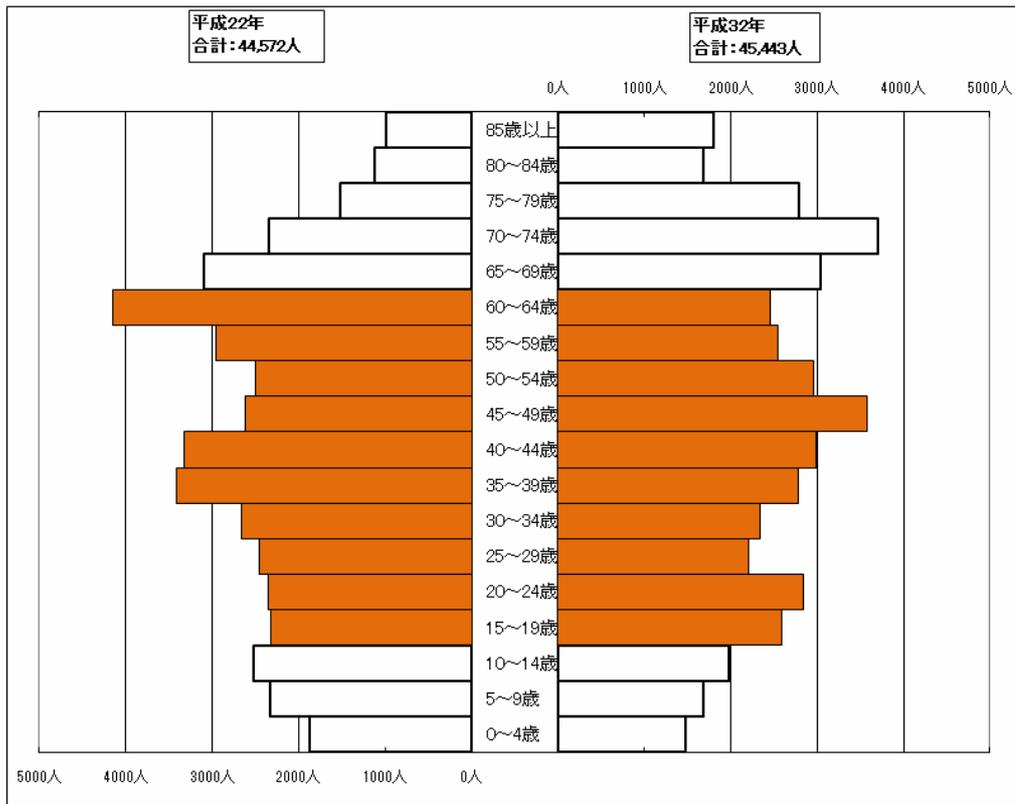


2. 人口ピラミッドと人口構成

本町の人口ピラミッドを見ると、60歳代の団塊世代及びその子どもの世代である35～44歳の比率が特に大きくなっている。本町では、昭和40年代から50年代にかけて大規模な住宅開発が行われた結果、人口が急増しており、その頃に転入された世帯がその年代の構成員となっている。

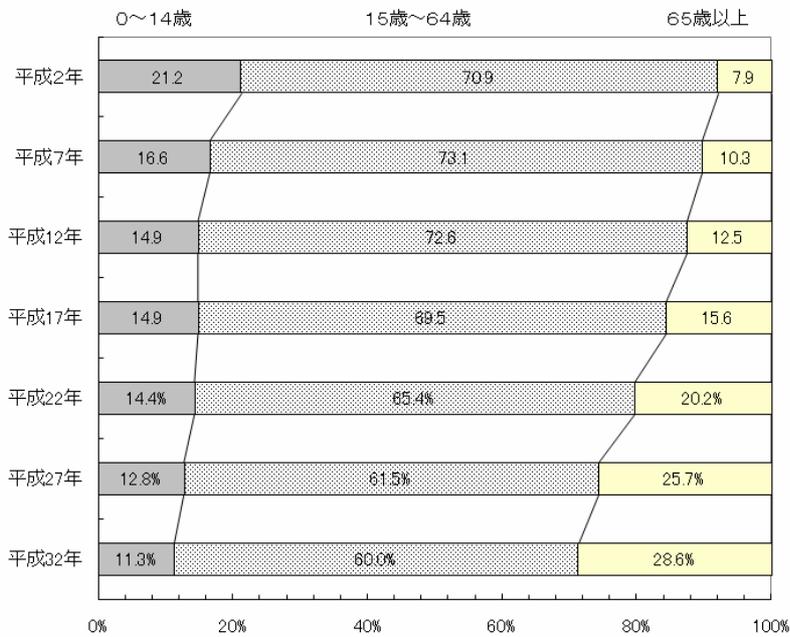
さらに、年齢3区分別人口構成の推移を見ると、この20年間で、生産年齢人口である15～64歳の割合の減少に比例して老年人口の割合が高くなっていることから、高齢化が年々進んでいると考えられ、平成32年には、高齢者が増加し生産年齢人口及び年少人口が減少すると予測される。

熊取町人口ピラミッド(平成22年と平成32年)



出典元:『全国人口』平成22年国勢調査、『日本の市区町村別将来推計人口』国立社会保障・人口問題研究所

熊取町年齢3区分別人口構成の推移



出典元: 国立社会保障・人口問題研究所
「日本の市区町村別将来推計人口」

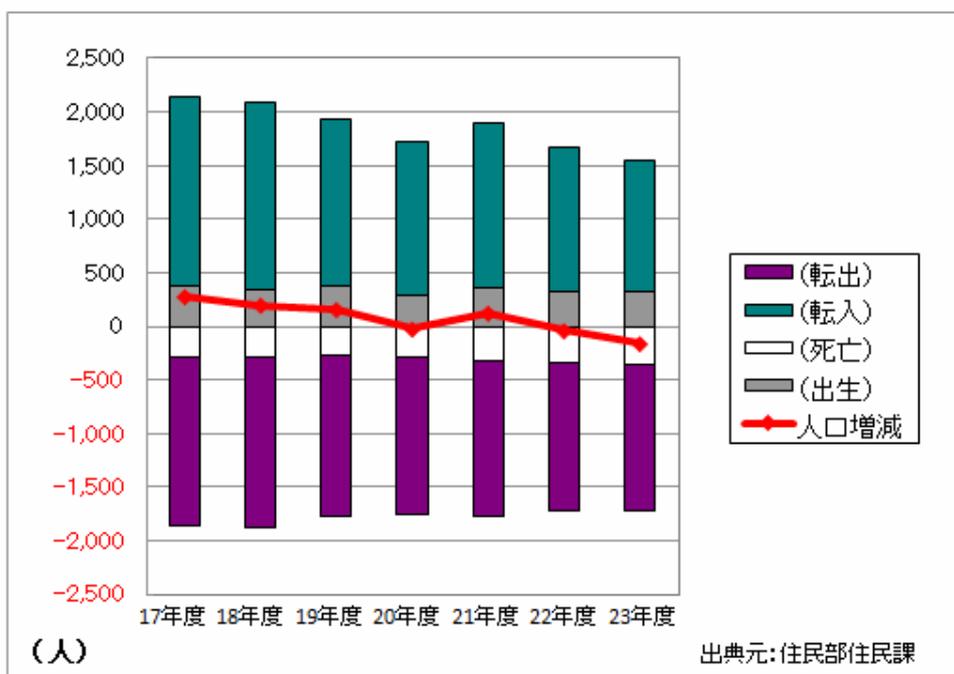
3. 人口動態

本町における平成17年度から23年度までの人口動態については、平成22年度以降、死亡数が出生数を、転出数が転入数を上回り、自然動態・社会動態ともに減少している。

本町の人口動態(各年度4月から翌年3月までの異動分) (単位:人)

年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
人口増減	279	199	158	-25	124	-42	-163
(出生)	376	347	370	292	362	324	317
(死亡)	-284	-286	-276	-280	-328	-337	-351
(転入)	1,761	1,735	1,570	1,437	1,540	1,353	1,236
(転出)	-1,574	-1,597	-1,506	-1,474	-1,450	-1,382	-1,365

※23年度については、一部、前年同月の実績値を基に算定。



4. 町税の状況

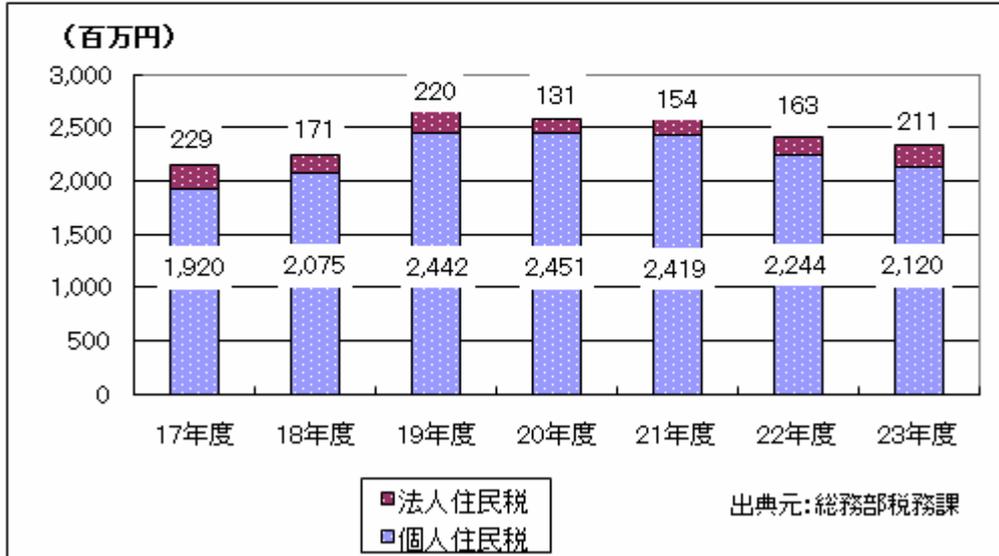
本町の住民税の推移を見ると、平成19年度以降減少を示している。納税義務者1人当たりの総所得金額及び住民税額が年々減少していることから、景気の回復等経済状況が改善しなければ、今後も減少が続くものと推定される。

固定資産税についても、平成20年度以降減少を示しているが、これは地価の下落等が影響しており、今後も大幅な増収は期待できない。

住民税

単位:百万円

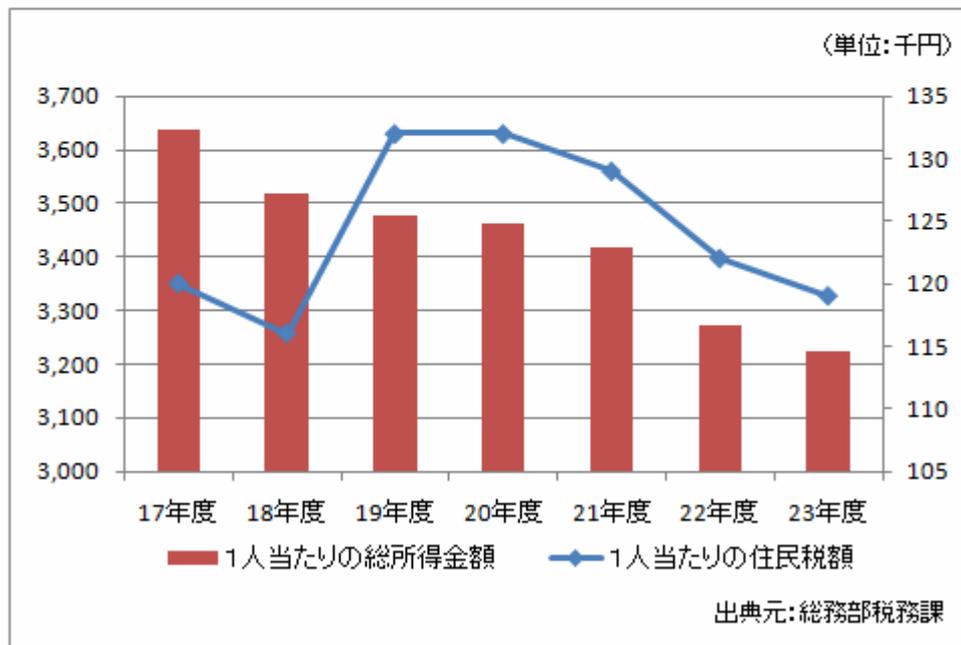
年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
個人住民税	1,920	2,075	2,442	2,451	2,419	2,244	2,120
法人住民税	229	171	220	131	154	163	211
計	2,149	2,245	2,662	2,582	2,573	2,407	2,331



納税義務者1人当たりの住民税額と総所得金額

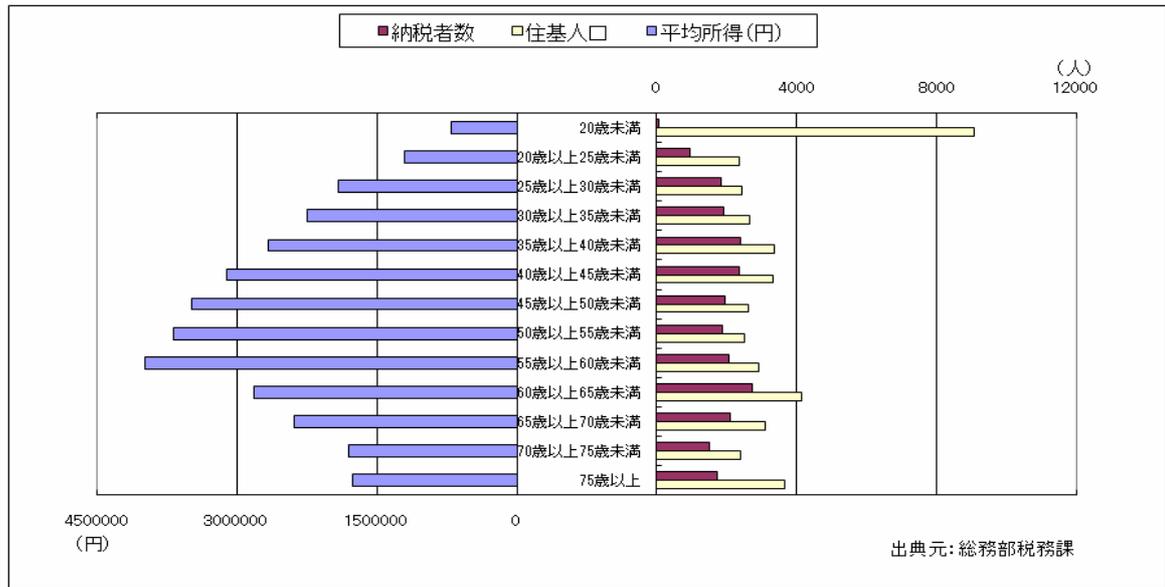
単位:千円

年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
1人当たりの住民税額	120	116	132	132	129	122	119
1人当たりの総所得金額	3,636	3,517	3,476	3,464	3,417	3,274	3,224



年齢区別の所得の状況(平成23年度課税分)

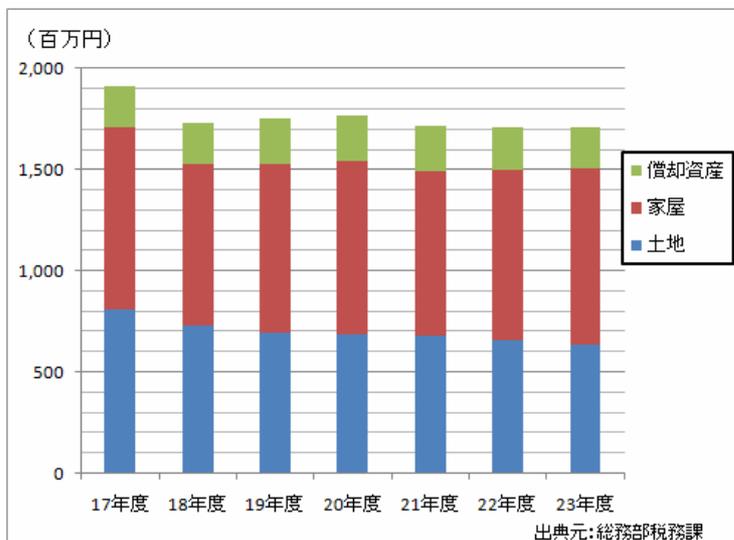
年齢区分	平均所得(円)	納税者数	住基人口
20歳未満	707,343	51	9,056
20歳以上25歳未満	1,209,342	947	2,341
25歳以上30歳未満	1,908,872	1,844	2,447
30歳以上35歳未満	2,252,206	1,930	2,663
35歳以上40歳未満	2,658,656	2,391	3,372
40歳以上45歳未満	3,117,193	2,375	3,324
45歳以上50歳未満	3,482,176	1,969	2,634
50歳以上55歳未満	3,686,051	1,872	2,498
55歳以上60歳未満	3,981,302	2,061	2,921
60歳以上65歳未満	2,813,012	2,727	4,125
65歳以上70歳未満	2,393,652	2,117	3,107
70歳以上75歳未満	1,809,387	1,496	2,413
75歳以上	1,758,093	1,722	3,650
(計)		23,502	44,551



固定資産税

(単位: 百万円)

年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
土地	811	730	694	687	675	655	638
家屋	895	800	831	857	815	844	868
償却資産	210	201	225	223	227	212	204
計	1,916	1,731	1,750	1,767	1,717	1,711	1,710



VI 転入促進策案

これまで本町では、豊かなみどりと自然を生かしながら、良好な住宅都市づくりを進めてきた。充実した子育て支援策を展開するとともに、学校施設整備や図書館、総合体育館などの生涯学習施設整備を行い、「子育てのまち」「教育のまち」など、個性豊かな魅力あるまちづくりを進めてきた。

今後もこれらの特長あるまちづくり施策を継続しつつ、さらに転入促進につながる施策の展開を図ることとする。転入促進策については、費用対効果の考え方はもちろんのこと、町内の住民の方が住み続けたい、また、町外の方にも住みたいと思ってもらえるような施策とする。さらには、立地・環境資源等を十分に活用し、他市町との差別化、本町の優位性が図られるような事業内容とする。

1. 本町の既存施策の中から転入促進策として対外的にアピールできる施策をまちづくりの分野別で以下にまとめた。今後これらの施策をパッケージ化してリーフレットを作成するとともに、不動産業界等の協力を得て広く内外にPRしていく。

【まちづくりの分野別】

子育て

- ・乳幼児等医療費助成（健康保険加入の就学前児童の通院医療費及び小学校6年生までの入院医療費【一部負担あり】）
- ・保育所における待機児童ゼロ
- ・保育サービスの充実（休日保育、延長保育、産休明け保育の実施など）
- ・子育て支援活動の充実（育児の援助を必要とする人と、その援助をしたい人を結び育児をサポートする取り組み【利用料の軽減措置あり】、など）
- ・子育てを行う親のための学習の場の提供（「つどいの広場」「親支援プログラム」の実施）
- ・学童保育の充実（小学1年生から6年生までを対象）

教育

- ・全小中学校における学校給食の実施
- ・全小中学校にプールを設置
- ・小中学校の耐震化率が府内8位（平成23年4月時点。ただし、平成24年度末には100%達成予定。）
- ・全小中学校に外国語指導助手を配置
- ・全小中学校に図書館司書を配置
- ・全小中学校での少人数学級、習熟度別指導の実施
- ・図書館蔵書数の充実（住民1人あたりの蔵書数府内市町村1位）
- ・町内大学図書館との連携（各大学所蔵の図書を閲覧、さらには借りる（大阪体育大学のみ）ことができる。）
- ・生涯学習拠点施設（煉瓦館）、公民館での社会教育活動の充実（ゆうゆう大学の講座、町内大学【大阪体育大学、京都大学原子炉実験所】との連携により、野外活動体験や科学実験教室の講座を実施）

防犯・防災

- ・「安全パトロール隊」による地域パトロール活動の実施
- ・全小学校区に「スクールガードリーダー」を配置
- ・全小学校で防犯システムを導入
- ・CAPプログラム（子どもへの暴力防止プログラム）の実施【全小学校の4年生を対象】
- ・災害用備蓄物資の整備充実

住環境

- ・下水道普及率が泉南地域で上位（水洗化率、人口普及率）
- ・新生児から生後24ヶ月までの乳幼児がいる世帯へのごみ袋の一定枚数の無料配布

その他

- ・地理、地形的優位性（JR熊取駅から大阪市内までのアクセスが30分の立地。津波、河川災害等の発生による被害が、過去の実績において少ない。）
- ・町内に4つの大学等が立地する府内でも有数の「学園文化都市」
- ・地域との連携を重視したまちづくり（町長と全ての自治会会長との定期的な会議の開催）
- ・総合体育館における全国レベルの大会の誘致数が多い
- ・「住民の住民による住民のためのまちづくり」の取り組みを支援（「住民提案協働事業制度」による行政運営への参画）
- ・「大阪みどりの百選」「水源の森百選」に選ばれている永楽ダムと桜の道を有する「奥山雨山自然公園」
- ・親子や子ども同士が気軽に遊べる街中の児童公園やちびっこ広場、ふれあい公園の充実

2. 新規施策（拡充策を含む）

以下の施策については、費用対効果等を判断して、重点的に取り組む施策を◎で、検討を要するものを○で、施策の優先度別に表しています。

◎固定資産税の軽減（新築軽減の拡大）

転入者で町内に住宅を新築された方のうち、年齢など一定の条件を満たす方を対象に、従来の地方税法による新築軽減を行った残りの部分について課税を免除する。

○持家取得助成

町内に住宅を取得された方のうち、年齢など一定の条件を満たす方を対象に、期間を定めて定額で助成する。

○住宅リフォーム助成

2世帯住宅向けに住宅改造を行う方を対象に、それに要する費用（定額）を助成する。

◎企業誘致

町内で新たに創業された方等を対象に、固定資産税の軽減を行う。

○地域商品券の贈呈

町内で住宅を取得（新築・中古住宅購入）された方のうち、定住の意思、年齢、世帯人数など一定の条件を満たす方を対象に、地域商品券（定額）を贈呈する。

◎乳幼児医療費助成の拡大

入院・通院医療費の助成対象を、近隣市町等の状況を見ながら順次拡大する。

○出産祝い金の贈呈

出産祝い金（第1・2子と第3子以降で区別）を贈呈する。

◎新たな媒体等を活用したPR活動

町外の方で引っ越しをお考えの方からの相談、支援等に対応するため、町ホームページにおける転入支援のための専用ページの開設や、本町に関する情報を双方向でコミュニケーションできる「ソーシャルネットワーキングサービス（フェイスブック等）」を活用した情報発信を行う。

Ⅶ 推進体制

転入促進における総括及び総合調整については企画部企画財政課において行う。

転入促進策を実施する際には、各担当所管課において、具体的な実施計画を作成するとともに、進捗状況等については、適宜企画財政課まで報告する。

(参考) 「転入促進計画検討委員会」における検討の経過

転入促進策については、これまで関係部課長で構成する庁内組織「転入促進計画検討委員会」において、以下のとおり検討を重ねてきた。

- 第1回 平成23年10月3日(月) : 先進自治体の取り組み事例の報告等
- 第2回 平成23年10月20日(木) : 転入促進策の検討
- 第3回 平成23年11月16日(水) : 近隣市町に比べて優位性の高い施策の整理
- 第4回 平成23年12月5日(月) : 「転入促進計画検討委員会」検討結果報告
の審議
- 第5回 平成23年12月13日(火) : 報告のとりまとめ